



環水大総第 051001001 号

平成 17 年 10 月 1 日

都道府県知事

指定都市市長

中核市市長

特例市市長

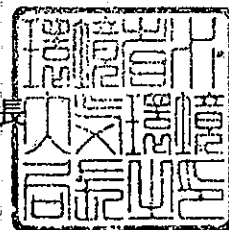
大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法

又は土壌汚染対策法政令市市長

特別区の長

殿

環境省水・大気環境局長



## 水・大気環境局の設置に伴う関係通知の扱いについて

日頃より環境行政の推進に御尽力賜りありがとうございます。

今般、環境省組織令の一部を改正する政令（平成 17 年 6 月 29 日政令第 228 号）その他の関係法令が平成 17 年 10 月 1 日から施行され、従来の環境管理局（水環境部を含む。）が改組され、水・大気環境局が設置されました（平成 17 年 10 月 1 日付け環境事務次官通知（環境秘第 051001001 号）参照）。

これに伴い、環境管理局の局長、課長若しくは室長名又は水環境部の部長、課長若しくは室長名で発せられた通知等（環境庁関係の通知であって、環境省の相当する官職により発出されたものとして取り扱われているものを含む。）については、平成 17 年 10 月 1 日以後は、水・大気環境局の相当する官職等により発出されたものとして取り扱うこととします。また、通知中における旧官職等の名称については、他の通知に特段の定めのない限り、別紙のとおり新官職等の名称に読み替えて適用することとしますので、御了知願います。

貴職におかれましては、今後とも、格別の御協力と御配慮をお願いいたします。また、貴管下各機関及び管内市町村にも周知方御手配いただきますよう、併せてお願いいたします。

添付資料 : 水・大気環境局の設置について（組織新旧対照表）

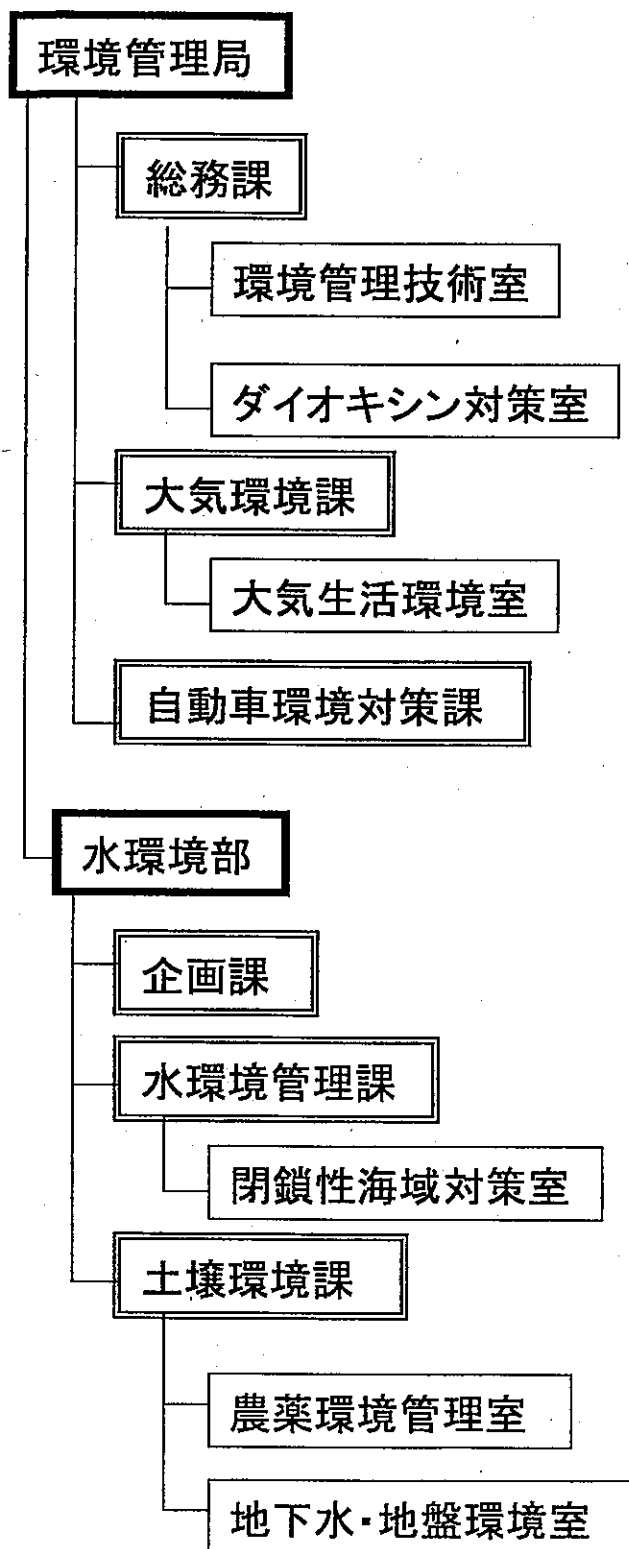
## 通知中における旧官職等の読替の例

| 旧                  | 新             |
|--------------------|---------------|
| 環境管理局              | 水・大気環境局       |
| 環境管理局長             | 水・大気環境局長      |
| 環境管理局総務課ダイオキシン対策室長 | 水・大気環境局総務課長   |
| 水環境部               | 水・大気環境局       |
| 水環境部長              | 水・大気環境局長      |
| 水環境部企画課長           | 水・大気環境局水環境課長  |
| 水環境管理課長            | 水環境課長         |
| 水環境管理課閉鎖性海域対策室長    | 水環境課閉鎖性海域対策室長 |

## 水・大気環境局の設置について(組織新旧対照表)

(平成17年10月より)

(旧)



(新)

